

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の打上げに関する法律施行令（案）」に関する意見募集について

平成29年8月14日
内閣府
宇宙開発戦略推進事務局

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年11月16日公布）」の規定に基づき、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令」を制定することとしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂くべく、以下の要領で意見募集を致します。皆様から頂いた御意見につきましては、その内容を検討の上、当該政令の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。また、電話による御意見は受け付けかねます。

記

1. 意見募集対象

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（案）

2. 意見募集期間

平成29年8月14日（月）から平成29年9月12日（火）まで（必着）

3. 資料入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

(1) 電子政府の総合窓口における掲載

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

（東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階）

4. 意見の提出方法

電子政府の総合窓口上の意見募集フォーム又は別添の意見提出用紙に御氏名、連絡先、本件への意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口上の意見募集フォームの場合

<https://form.cao.go.jp/space/opinion-0013.html>

(2) 郵送の場合

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階

内閣府宇宙開発戦略推進事務局 活動法施行令（案）担当 宛

（封筒表面に「活動法施行令（案）」に関する意見」と朱書き下さい。）

5. その他

- ・御意見提出に際して入手した個人情報の取扱いには十分注意し、頂いた御意見の整理にのみ利用します。
- ・頂いた御意見の内容につきましては、連絡先を除き、公開される可能性があることをあらかじめご了承ください（匿名を希望する場合は、御意見提出時に明示願います。）。また、御意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合等には、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

（本件連絡先）

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

活動法施行令担当

電話 03-6205-7104

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（案）」に関する
意見提出用紙

氏 名	(企業・団体の場合は会社名・団体名、部署及び担当者名)
住 所	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	
御意見	
<p>・ 該当箇所（第〇条等、どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記してください）</p> <p>・ 意見内容</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください）</p>	